

miyoca 利用規約（クラブカード一体型）

第1条（目的）

本規約は、イズミヤ株式会社が発行する「イズミヤクラブカード」（以下、「クラブカード」といいます。）の会員に対する付帯サービスとして提供される、イズミヤカード株式会社（以下、「当社」といいます。）が発行する電子マネーである miyoca を利用することができるサービス（以下、「miyoca サービス」といいます。）について定めることを目的とします。なお、miyoca サービスに付随または関連して当社または miyoca 加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当社または miyoca 加盟店が別に定める規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによります。

- （1）miyoca とは、クラブカードに付帯された電子マネー機能を介して、所定のサーバーに記録される電子マネーをいいます。
- （2）miyoca サービスとは、会員が miyoca 加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりにチャージされた miyoca を利用することで、miyoca 加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- （3）本カードは、会員が miyoca を管理及び利用するためのカードで、クラブカードに、miyoca 機能が付帯され、また本規約末尾に記載されている miyoca マークを付したカードをいいます。
- （4）miyoca 番号とは、miyoca 電子マネーシステムに送信するために個別のカードに付与された16桁の番号をいいます。
- （5）miyoca 電子マネーシステムとは、miyoca サービスを提供するシステムをいいます。
- （6）会員とは、所定の手続きを経てイズミヤ株式会社がクラブカードへの入会を認めた者をいいます。
- （7）miyoca 加盟店（以下「加盟店」といいます。）とは、当社または、当社と提携している会社と加盟店契約を締結し、miyoca サービスの利用により、会員に商品等の販売または提供を行うものをいいます。また、加盟店は miyoca サービスが利用可能であることを表示するため、miyoca マークを掲示します。なお、当社と加盟店との加盟店契約の締結及び終了等の事由により、加盟店の数が増減することがあります。
- （8）チャージとは、会員が、当社所定の方法により、miyoca を加算することをいいます。
- （9）miyoca 残高とは、会員が利用可能な miyoca の量をいいます。
- （10）クラブカード会員規約とは、クラブカードの入会申込時にご同意いただいたクラブカード会員規約のことをいいます。

第3条（チャージ）

- （1）会員は、加盟店等で、1,000円単位でチャージすることができます。
- （2）会員は、1枚の本カードに対して、miyoca 残高が5万円超となるチャージはできないものとします。

第4条（miyoca サービスの利用）

- （1）会員は、加盟店で miyoca サービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、加盟店により利用を制限する場合があります。
- （2）会員が加盟店で miyoca サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、miyoca 残高から商品等購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- （3）会員は加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社または加盟店の定める方法により、現金その他の支払方法と miyoca を併用することができるものとします。miyoca 残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社または加盟店が定める方法により、支払うものとします。

- (4) 会員が加盟店で **miyoca** サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるカードの枚数は加盟店により異なります。
- (5) 会員は、**miyoca** サービスを利用した場合は、交付するレシート等に印字されている **miyoca** 残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該 **miyoca** 残高について誤りがないことを了承したものとします。

第5条（**miyoca** 残高）

- (1) **miyoca** 残高は、**miyoca** サービス利用時のレシートで確認できるほか、加盟店、**miyoca** ホームページにて照会することができるものとします。
- (2) パーソナルコンピュータ、携帯電話においては、残高の他、ご利用の履歴確認も可能です。但し、システムの都合上、表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定めるところによります。
- (3) 有効期限が過ぎた本カードの残高および履歴は確認できません。

第6条（本カード、残高の有効期限）

会員が最後に **miyoca** サービスを利用した日、最後にチャージした日または店頭で残高照会がなされた日から5年を経過した場合、残高の有無に関わらず、クラブカードに付帯される **miyoca** 機能は無効となり、会員は一切の **miyoca** サービスを利用できなくなります。この場合、**miyoca** 残高がある場合でも、現金の払い戻しは行われぬものとします。なお、イズミヤグループ店頭のレジでクラブカードを提示の上、商品等の購入または提供を受けた場合、**miyoca** の利用有無に関わらず、自動的に残高照会が行われ、有効期限の起算日が更新されます。ただし、パーソナルコンピュータ、携帯電話にて残高照会をした場合は、有効期限の起算日は更新されません。また最後に **miyoca** サービスを利用した日および最後にチャージした日は、パーソナルコンピュータ、携帯電話にて照会することができるものとします。

第7条（**miyoca** の合算）

会員は、当社が認めた場合を除き、**miyoca** を他のカードに移転することはできないものとします。

第8条（**miyoca** の利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、**miyoca** サービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびに **miyoca** 残高の確認をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社が **miyoca** 電子マネーシステムに故障が発生した場合および **miyoca** 電子マネーシステム保守管理等のために **miyoca** 電子マネーシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) 本カードの破損、または加盟店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第9条（不正使用等の禁止）

会員は、本カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用はできないものとします。

第10条（換金等不可）

第20条の場合を除き、**miyoca** の換金または現金の払戻しはできないものとします。

第11条（本カードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等）

- (1) 本カードの破損・汚損・磁気不良による再発行手続き等、再発行手数料については、クラブカード会員規約に準ずるものとします。
- (2) 本カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認された **miyoca** 残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。

第12条（本カードの紛失・盗難時の再発行等）

- （1）本カードの紛失・盗難による再発行手続き等、再発行手数料については、クラブカード会員規約に準ずるものとします。
- （2）紛失・盗難により本カードが再発行された場合、当社による本カードの利用停止措置が完了した時点の **miyoca** 残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。
- （3）会員が本カードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、**miyoca** 残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- （4）会員が紛失・盗難届出時に **miyoca** 残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したカードに残ったまま **miyoca** 有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- （5）クラブカード会員情報が未登録もしくは、会員資格喪失等の理由により、クラブカードの再発行ができない場合、**miyoca** 残高を引き継げない場合があります。

第13条（加盟店との関係）

- （1）会員が、**miyoca** サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と加盟店との間で解決するものとします。
- （2）前項の場合において、加盟店が返品に応じた場合の対応方法については、加盟店の定める方法によります。

第14条（貸与等の禁止）

会員は、**miyoca** について、他人に貸与・譲渡し、質入れ等の担保に供することはできません。

第15条（個人情報の取扱）

- （1）会員は、当社が当社の電子マネー事業における下記の目的のために、クラブカード会員規約に基づいてイズミヤ株式会社が収集した会員の個人情報を取得・利用することに同意します。
 - ①市場開発、商品開発
 - ②会員向け企画・宣伝物・広告印刷物等の送付。
 - ③電話等による情報提供。
 - ④カードの再発行、**miyoca** の払戻し等の業務。
 - ⑤契約または法律に基づく権利の行使、義務の履行。
- （2）会員は、本条（1）①②③の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申し出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。
- （3）会員は、本条に基づく個人情報について、当社所定の方法により開示、訂正、削除を請求することができます。
- （4）会員が前項の請求を行う場合、下記の当社お客様相談係までお願いします。

イズミヤカード株式会社

イズミヤカードセンター お客様相談係（責任者：お客様相談室長）

TEL：06-6644-1238

記

〒556-0016 大阪市浪速区元町3丁目1番4号

第16条（調査）

- （1）当社は、**miyoca** の安全性を高める目的および当社が不適当と判断する **miyoca** の利用を防止する目的等のために調査・情報収集等を行うことがあります。
- （2）会員は、当社が前項の目的のため会員における **miyoca** の利用状況について調査・情報収集等を行い、当社が別途

必要と認める第三者に当該情報を開示する必要があることに予め同意するものとします。

第17条（会員への対応）

- (1) 会員は、当社が会員における **miyoca** の利用状況を調査する場合があります、当該会員の **miyoca** の利用状況が不適切であると判断した場合には、以下①②の措置を執ることがあることに予め同意するものとします。
- ①当該会員の**本カード**による **miyoca** の利用及び入金を制限する。
 - ②その他、当社が別途定める方法。
- (2) 前項の場合、会員は、事後、**miyoca** を利用することができません。また、当社は、当社所定の方法により、**miyoca** を停止する場合があります。この場合、**本カード**に記録された **miyoca** は返還いたしません。

第18条（当社による **miyoca** サービスの解約）

- (1) 当社は、次の①②のいずれかに該当したときは、会員に対して事前に通知又は催告することなく、**miyoca** サービスを解約することができます。
- ①会員が**本規約**に違反したとき。
 - ②会員の **miyoca** 利用状況に照らして、**miyoca** サービスの利用者として不相当と当社が判断したとき。
- (2) 前項の場合、会員は、事後、**miyoca** を利用することができません。また、当社は、当社所定の方法により、**miyoca** を停止する場合があります。この場合、**本カード**に記録された **miyoca** は返還いたしません。

第19条（規約の変更）

- (1) 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、**本規約**を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、**miyoca** サービスを利用した商品等の購入、**miyoca** 残高の照会をした場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、会員が異議を述べることなく、1ヶ月が経過した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第20条（**miyoca** サービスの終了）

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、**miyoca** サービスを全面的に終了することができるものとします。
- ①社会情勢の変化。
 - ②法令の改廃。
 - ③その他当社のやむを得ない都合による場合。
- (2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、**miyoca** 残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。
- (3) **miyoca** 番号が判明しない場合または **miyoca** の未使用残高が判明しない場合には、当社は返金の義務を負わないものとします。

第21条（制限責任）

第8条に定める理由およびその他の理由により、会員が **miyoca** サービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。

第22条（業務委託）

当社は、**本規約**に基づく **miyoca** サービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第23条（合意管轄裁判所及び準拠法）

- （1）会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。
- （2）本規約の成立・効力・履行および解釈については、日本国法が適用されるものとします。

カードに付される miyoca マーク

